

加入資格

加盟組合の組合員(UAゼンセンの認めた方(加盟組合の企業または団体の構成員に限る))で、
加入時年齢満15歳以上満85歳以下(継続加入は、年齢満90歳以下)の方

※加入される組合・企業の組合員(所属員)は原則、全員加入となります。※一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たす限り継続加入いただくことができます。※組合員(所属員)が退職・転籍・転居等したこと、所属組合自体が「団体型」から脱退したことにより上記加入資格を失われた場合には、年齢によらず、この制度からの脱退手続きが必要です。※組合員(所属員)が退職・転籍・転居等により「団体型」に加入されなくなった場合に、当該組合員(所属員)が「UAゼンセン福祉共済会」に加入することで、「個人型」として継続加入いただくことができます。なお、「個人型」への移行に伴い、掛金は組合員(所属員)の負担となります。退職後の継続加入等の詳細は個人型パンフレット(P17)をご確認ください。※「介護共済(団体型)」に関するご連絡を組合員(所属員)に配付のうえ、組合員(所属員)が「団体型」の加入者となること、および個人情報の取扱い(個人型パンフレット(P25)をご確認ください。)に同意いただくことができない場合は、組合員(所属員)から所属組合の担当者に所属組合が設定した締切日までにお申し出いただくことになります。

受取人・指定代理請求人

受取人	介護給付金	組合員(所属員)本人
	死亡給付金	組合員(所属員)の遺族のうち、労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位
指定代理請求人	介護給付金	組合員(所属員)の家族※のうち、労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位 (同順位の方が複数名いる場合は、同順位の中のうち、年長者の方) ※組合員(所属員)が亡くなったとした場合の遺族にあたる方を指しています。

※指定代理請求人制度は、介護給付金の受取人(加入者)が介護状態等になり介護給付金の請求の意思表示ができなくなった場合でも、指定代理請求人による請求を可能とする制度です。※「個人型」に加入されている場合、「個人型」で個別指定された指定代理請求人と同じ方が「団体型」の指定代理請求人になります。なお、「個人型」から脱退されて「団体型」のみ加入となった場合、「脱退届」を提出いただいたときは、「脱退届」のUAゼンセン共済事業局受付日より、「団体型」の指定代理請求人が「個人型」で個別指定していた方から「組合員(所属員)の家族のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)」に変更されます。(なお、「個人型」の指定代理請求人も「脱退届」のUAゼンセン共済事業局受付日から脱退日までの間、「組合員(所属員)の家族のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)」に変更されます。)(「脱退届」を提出いただいていないとき(自動脱退)は、指定の変更がなければ、「個人型」で個別指定していた方」が引き続き「団体型」の指定代理請求人となります。※「団体型」と「個人型」の効力発生日が同日の場合、効力発生日から「個人型」で指定した指定代理請求人となります。「団体型」へ加入後、「個人型」に加入した場合、「個人型」の効力発生日から「個人型」で指定した指定代理請求人となります。逆に、「個人型」へ加入後、「団体型」に加入した場合、「団体型」の効力発生日から「個人型」で指定した指定代理請求人となります。



1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金が発生しますが、この共済制度では配当金を制度運営費として活用するため、UAゼンセン宛に提出いただく取扱いになっております。

他の事項は「個人型」と共通しますので、個人型パンフレットの「契約概要」「注意喚起情報」等をご確認ください。

【加入の仕方】 加入の仕方として、次の3つの方法があります。

＜組合が掛金負担＞	＜企業が掛金負担＞	＜組合・企業が分担して掛金負担＞
組合負担	企業負担 (損金計上可)	組合負担 企業負担(損金計上可)

※税務の取扱い等について、2021年5月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

【申込手続き・掛金引落し】 次の書類を毎月20日(20日が土・日・祝日の場合は前業務日)までに、UAゼンセン共済事業局までご提出ください。加入締切日の翌々月1日から加入となります。

＜提出書類※1＞	＜一括告知の質問事項※2＞
① 加入申込書	質問① 告知日現在、病気やけがにより欠勤中の方がいますか。 (病気やけがの治療のため公休、普通休暇等で欠勤している方を含む)
② 一括告知書	質問② 告知日から過去1年以内に、病気やけがにより、 継続して2週間以上にわたり欠勤された方がいますか。 (病気やけがの治療のため公休、普通休暇等で欠勤している方を含む)
③ 団体名簿	質問③ 告知日現在、健康上の理由で勤務の特別扱※3を受けている方がいますか。
④ 口座振替依頼書	

※1 ②一括告知書(新規加入・増額の方)、③団体名簿は、ご加入後も提出いただくことになります。

※2 質問①～③のいずれかに該当する方は、加入いただくことはできません。(後日、該当しない状態になった場合は、加入いただくことができます。)

※3「勤務の特別扱」とは、健康上の理由で勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等の指示により労働時間(日数)短縮の特別扱を受けている場合をいいます。

＜掛金引落し＞

掛金は毎月12日(12日が土曜日・日曜日・祝日の場合は翌業務日)にご指定の組合口座・共済会口座から、一括で口座振替いたします。

掛金が口座振替できなかった場合は、翌月口座振替できなかった掛金とあわせて再請求いたします。

掛金が3カ月連続で口座振替できなかった場合は、最初の口座振替できなかった月の前月末日をもって加入者全員が自動脱退となります。(自動脱退後、再加入を希望される場合は、新規加入のお手続きをお願いいたします。)

【ご相談窓口】 お手続きや当制度の内容に関するご照会等につきましては、以下のUAゼンセン窓口までお問合せください。

＜お問合せ先＞

UAゼンセン福祉共済互助会・UAゼンセン共済事業局

〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16

TEL.03-3288-3533 FAX.03-3288-3708 ☎.0120-229-075

受付時間／平日10:00～16:00

URL／<https://uazenssenkyosai.jp/> E-mail:kyosai@uazensen.jp

右記QRコードをスマートフォンやタブレット端末のQRコードリーダーで読取することで、UAゼンセン共済ホームページへ簡単にアクセスいただけます。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの商標です。

【契約者】UAゼンセン福祉共済互助会

【引受保険会社】日本生命保険相互会社

【引受保険商品】介護保障保険(団体型)



「介護問題」に労使で取組む

団体型 介護共済

～介護離職を防止～

「介護共済(団体型)」のポイント

- 「介護共済」は、介護にかかる費用を加入しやすいお手頃な掛金で準備でき、介護の不安・悩みを年中無休24時間無料で専門家に相談できる制度です。
- 「介護共済(団体型)」は、組合・企業・共済会等が掛金を拠出し、組合員(所属員)が加入する制度です。「介護共済(団体型)」加入が組合員(所属員)の自助努力となる「介護共済(個人型)」※加入を後押しし、親介護による介護離職を防止します。

※介護共済(個人型):組合員(所属員)が掛金を拠出し、組合員(所属員)・配偶者・それぞれの親が加入可能

介護問題に労使で取組むために、
「介護共済(団体型)」と「介護共済(個人型)」の
一体運営がベストです。

介護は、「誰もが経験する」と言っている、避けては通れない大問題です。

「介護問題」に労使で取組んでみませんか。



ご注意

ご検討またはお申込みにあたっては、当パンフレット記載事項以外にも、介護共済(個人型)パンフレットに制度の内容に関する重要な事項を記載しておりますので、必ずご確認くださいとともに、お申込みいただいた後も当パンフレットとともに大切に保管ください。

団 体 型 介 護 共 済 制 度 の ご 案 内

介護共済とは

- 「介護共済」は、介護にかかる費用を加入しやすいお手頃な掛金で準備でき、介護の不安・悩みを年中無休24時間無料で専門家に相談できる制度です。

公的介護保険制度を補完して、「経済的負担」を軽減

要介護2以上の状態等を保障

公的介護保険制度に定める要介護2以上に該当した場合に、介護給付金をお支払いします。また、所定の要介護状態も保障しているため、公的介護保険制度の対象外となる若い世代にも対応しています。更に、公的介護保険制度では40歳～64歳の方は特定の病気の場合のみ給付対象ですが、当共済は特定の病気以外も給付対象です。

お手頃な掛金

UAゼンセンのスケールメリットを生かした制度と相互扶助のしくみによるお手頃な掛金設定ですので、組合員(所属員)の自助努力による親の加入を後押しします。

「精神的負担」を軽減

介護の不安・悩みを軽減

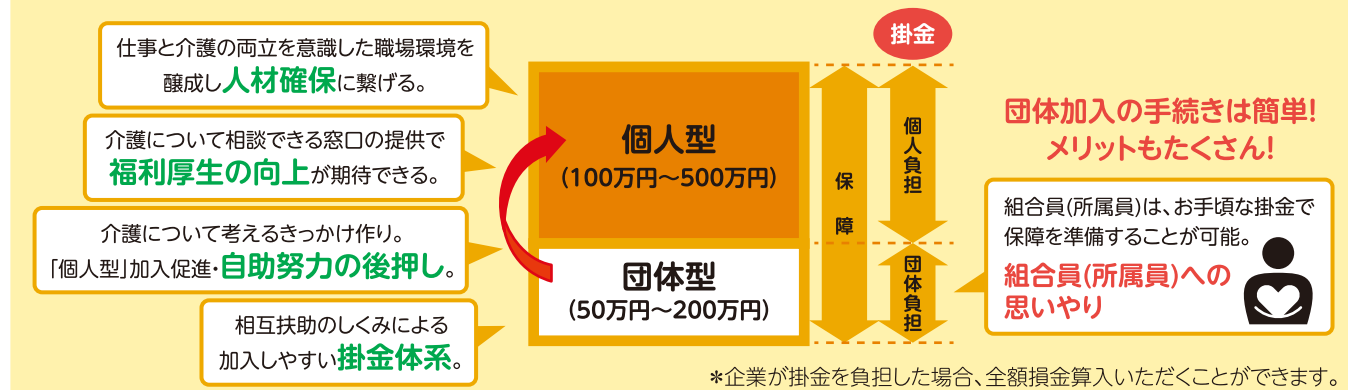
『介護共済ヘルプデスク』により、「介護相談電話サービス」「介護相談訪問サービス」※を年中無休24時間無料で利用いただくことが可能です。

※介護相談訪問サービスの訪問日時は平日9時～17時となります。

「介護共済(団体型)」導入のメリット

- 「介護共済」には、組合・企業・共済会等が掛金を拠出し組合員(所属員)が加入する「介護共済(団体型)」(以降、「団体型」)と、組合員(所属員)が掛金を拠出し組合員(所属員)・配偶者・それぞれの親が加入できる「介護共済(個人型)」(以降、「個人型」)(任意加入)があります。
- 「団体型」の導入により、組合員(所属員)に介護が必要な状態になった場合の保障を確保でき、更に「介護共済ヘルプデスク」を利用する機会を提供いただくことができます。そのことによって、組合員(所属員)の介護に対する経済的・精神的負担を軽減する福利厚生制度を構築いただくことができます。

「団体型」と「個人型」は一体の運営がベスト



「団体型」が「個人型」加入をがっちりサポート ～「個人型」加入要件の緩和～

「団体型」に加入している場合			「団体型」に加入していない場合		
	加入条件	保障金額		加入条件	保障金額
組合員(所属員)の親・配偶者	組合員(所属員)の加入条件なし	組合員(所属員)の保障金額による上限なし	組合員(所属員)の親・配偶者	組合員(所属員)の加入が必要	組合員(所属員)の保障金額の2倍まで
配偶者の親	組合員(所属員)＋配偶者の加入条件なし		配偶者の親	組合員(所属員)＋配偶者の加入が必要	

*所属組合が「団体型」に加入されなくなった場合は、その時点で加入条件・保障金額を満たす必要があります。

「団体型」の特長

- Point1** 労使での介護への意識の変化、介護離職防止取組みの促進。
- Point2** 「団体型」の加入者全員が**介護共済ヘルプデスク**へ相談可能。
- Point3** 介護セミナーや介護意識調査などを**団体に代わって実施**。
- Point4** 「団体型」の加入者全員に**介護ガイドブック**を提供。
- Point5** 加入者全員が「**個人型**」**加入要件の緩和**。
- Point6** 自助努力促進のための「**個人型**」用**組合名入り申込書**をご用意。
- Point7** 加入者一人ひとりの告知は不要で、組合で一括告知できるので**加入手続きが簡単**。
- Point8** **業務上・業務外を問わず**、介護給付金・死亡給付金の支払いが可能。

保障内容

- 公的介護保険制度にリンクした給付体系であると同時に、所定の要介護状態も保障しているため、公的介護保険制度の対象外となる介護状態にも給付されます。更に、死亡された場合も給付対象としています。また、ニーズに応じて、介護給付金の受取方法を介護給付金請求時に選択いただくことができます。具体的には、年金払特約(無料)が自動付帯されていますので、「個人型」と合計して保障金額※が300万円以上で、年金受取を選択いただくことができます。(「団体型」のみに加入の場合、保障金額※の上限が200万円のため年金受取を選択いただくことができません。)ただし、加入者死亡後の遺族による介護給付金請求時は年金受取を選択いただくことはできません。

*死亡給付金の請求を受けても、介護給付金が支払われるときは、死亡給付金ではなく、支払額が大きくなる介護給付金をお支払いします。*介護給付金と死亡給付金を重複してお支払いすることはありません。*一時金と年金の組合せは300万円以上を年金原資(年金基金)に充たいただいたうえで、残額がある場合に可能です。*年金は一生涯保障が続く「保証期間付介護終身年金」、受取期間を指定できる「確定年金」から選択いただくことができます。*「保証期間付介護終身年金」は、第1回年金受取時に年金受取人の方が年齢満51歳以上の場合にのみ選択いただくことができます。*保障内容の詳細は個人型パンフレット(P17～21)、年金払特約の詳細は個人型パンフレット(P20)、給付金の税務取扱い個人型パンフレット(P24)をご確認ください。

※保障金額はお支払金額を指します。

＜保障内容＞		＜受取方法の種類＞			
保 障 内 容	公的介護保険制度に定める 要介護2以上 に該当 所定の要介護状態が180日以上継続	介護給付金		選択肢①	一時金
	死亡されたとき	死亡給付金 [介護給付金の10%]		選択肢②	年金
				選択肢③	一時金 + 年金

月額掛金

年 齢	保障金額						
	50万円	75万円	100万円	125万円	150万円	175万円	200万円
15歳～65歳	130円	195円	260円	325円	390円	455円	520円
66歳～70歳	325円	490円	650円	815円	975円	1,140円	1,300円
71歳～75歳	465円	700円	930円	1,165円	1,395円	1,630円	1,860円
76歳～80歳	690円	1,035円	1,380円	1,725円	2,070円	2,415円	2,760円
81歳	925円	1,390円	1,850円	2,315円	2,775円	3,240円	3,700円
82歳	1,020円	1,530円	2,040円	2,550円	3,060円	3,570円	4,080円
83歳	1,130円	1,695円	2,260円	2,825円	3,390円	3,955円	4,520円
84歳	1,250円	1,875円	2,500円	3,125円	3,750円	4,375円	5,000円
85歳	1,395円	2,095円	2,790円	3,490円	4,185円	4,885円	5,580円
86歳	1,560円	2,340円	3,120円	3,900円	4,680円	5,460円	6,240円
87歳	1,750円	2,625円	3,500円	4,375円	5,250円	6,125円	7,000円
88歳	1,960円	2,940円	3,920円	4,900円	5,880円	6,860円	7,840円
89歳	2,215円	3,325円	4,430円	5,540円	6,645円	7,755円	8,860円
90歳	2,310円	3,465円	4,620円	5,775円	6,930円	8,085円	9,240円

*当パンフレットにおける年齢は満年齢で記載しております。「満年齢」とは、3月1日(更新日※)時点での組合員(所属員)の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てます。

*掛金は2022年3月1日(直近更新日※)時点の満年齢でご確認ください。*掛金額は男女同一です。*保障金額は一時金ベースです。

*保障金額は、50万円・75万円・100万円・125万円・150万円・175万円・200万円からお選びいただくことができます。

200万円超での加入をご希望の場合は、UAゼンセン共済事業局までお問合せください。

*団体型には、保障金額100万円あたり30円の制度運営費はありません。

*掛金の詳細は、個人型パンフレット(P22)をご確認ください。

※この共済は、保障期間1年の制度で毎年3月1日に更新されます。